

# 高齢者被害防止戦隊

# ミマモルンジャー



変わった様子がないか  
ミルンジャー

困っている様子の方に  
キクンジャー

普段からいろいろ  
ハナスンジャー

通信販売  
トラブル

点検  
商法

高齢者の悪質商法被害  
防ごう！みんなの見守りの力で！！

土曜日  
相談できます

## 訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう！



### クーリング・オフの手続きの手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内（例外もあります）に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

### ハガキの書き方の例

通 知 書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
販売会社 株式会社XXXX 〇〇営業所  
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、  
商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日  
東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇〇〇

## クーリング・オフができる場合・期間など 詳しくは消費生活センターへ

※クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。販売員などから強引な勧誘を受け、契約してしまった場合などに利用できます。

特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘販売をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、消費者が勧誘を断った場合に、勧誘を続ける行為も禁止されています。



クーリング・オフ期間を過ぎていても、  
専門の相談員が問題解決の方法を一緒に探します。  
あきらめないで、まずは相談を！

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

## 東京都消費生活総合センター

(日・祝日・年末年始はお休みです。)  
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

### 消費生活相談

☎03-3235-1155

受付時間：月～土曜日 午前9時～午後5時

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン 局番なし ☎188

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。

## 消費生活センターって どんなところ？

消費生活センターでは、消費者が商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関して、専門の消費生活相談員を配置し、トラブル解決のための助言、あっせん（消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け）、情報提供などを行っています。

本人だけでなく、家族やヘルパーなど周りの人からの通報や問い合わせも受け付けています。

高齢者の消費者被害のご相談は

高齢者被害110番

☎03-3235-3366

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネージャー  
等からの通報・問い合わせは

高齢消費者見守りホットライン

☎03-3235-1334

お近くの消費生活相談窓口  
につながります

または 消費者ホットライン

局番なし ☎188

東京都消費生活総合センター

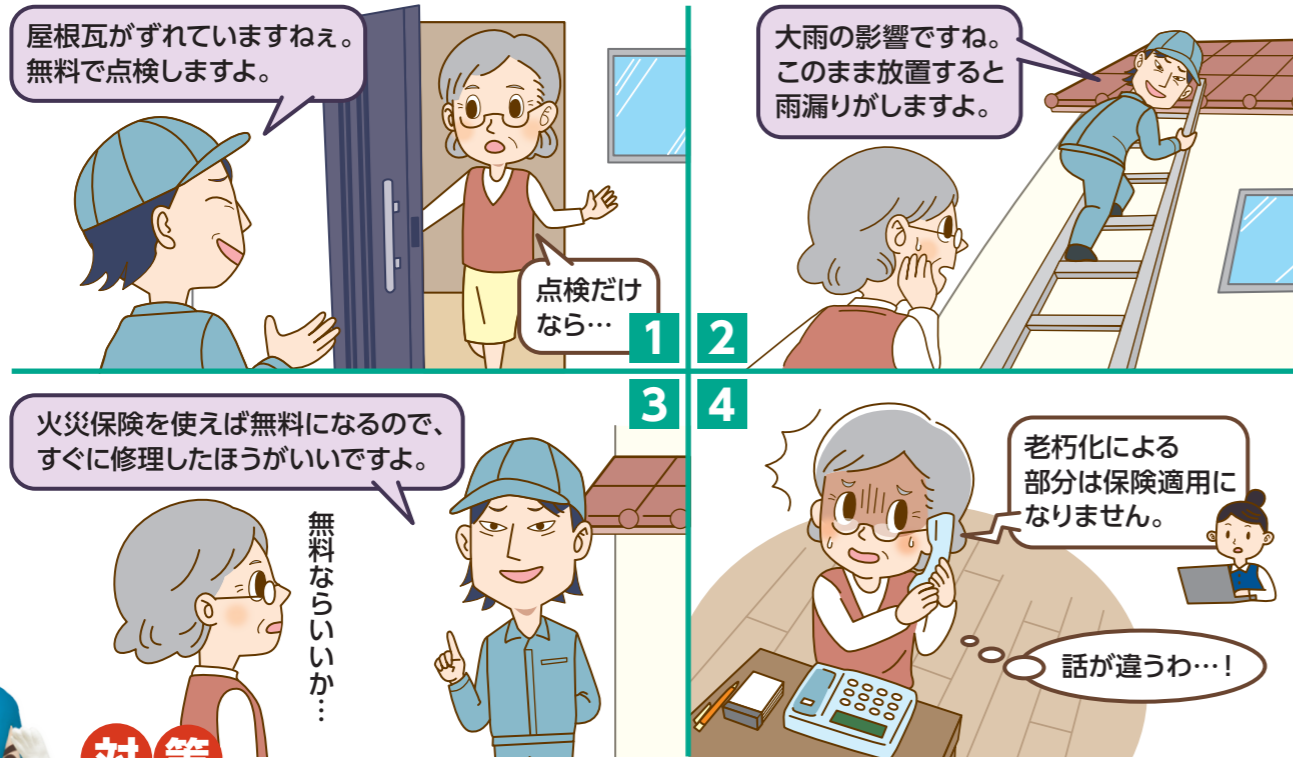
暮らしに関わる  
東京都の情報サイト 東京暮らしWEB 検索  
www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp



# 「あれっ?おかしいな?」と思ったら、ためらわず相談! 悪質商法をみんなで防止!

## 点検商法

「このままだと大変なことになる」など不安をあおる文句で契約を迫られた!



### 対策

- ◆その場で判断しない。
- ◆少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

### ここが見守りポイント!

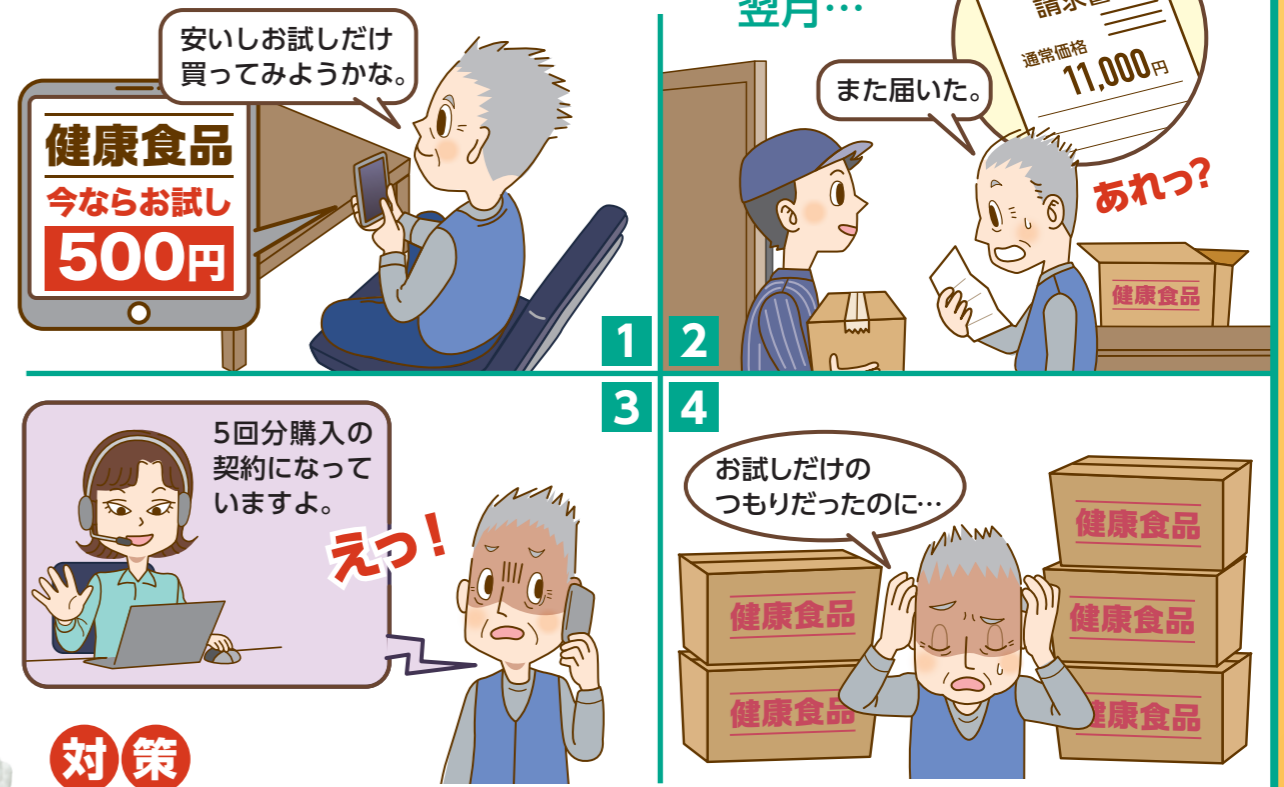
- 見慣れない工業者がたびたび出入りしていないか気にかける。「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気付くことも。

⚠ 外壁・床下などでも無料点検によるトラブルがあります。



## 通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!



### 対策

- ◆SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- ◆通信販売で商品を購入する際は、注文する前に購入・返品条件をよく確認する。

### ここが見守りポイント!

- 見慣れない商品が増えたり、定期的な同じ商品が届いていないか気にかける。

⚠ 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。



## インターネット接続

## 回線の契約トラブル

「安くなる」はずが、前より高額になった!



### 対策

- ◆事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。
- ◆必要がなければきっぱり断る。

⚠ 通信回線契約は、クーリング・オフ制度の適用がありません。電気通信事業法により「初期契約解除制度」などの類似した制度があります。

### ここが見守りポイント!

- 見慣れない契約書や請求書がないか気にかける。

## 架空・不当請求

身に覚えのない請求がきた!



### 対策

- ◆相手の電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない。
- ◆連絡してしまい金銭を要求されても、絶対に支払わない。

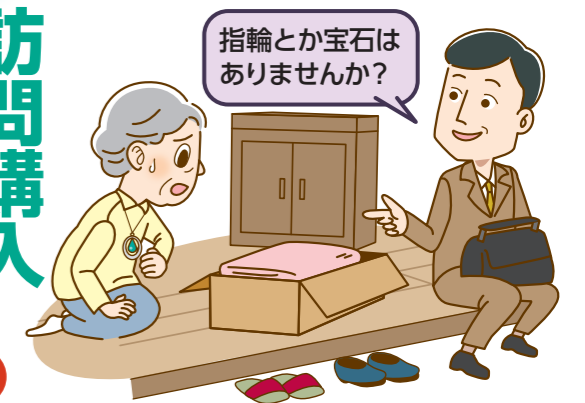
東京都消費生活総合センター 架空請求専用電話 ☎03-3235-2400

⚠ SMSのほか、はがきや封書を送りつける手口もあります。

## 訪問購入

## (押し買い)

「不用品の買い取り」のはずが、強引に貴金属を買い取られた!



### 対策

- ◆売るつもりのない品物の売却を迫られたら、きっぱりと断る。

⚠ いったん品物を渡してしまうと、取り戻すのは困難です。